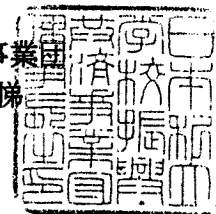


学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 河田 佛

貸付規則の一部改正について（お知らせ）

平素から、私学事業団の業務につきましては、格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり私立学校教職員共済制度貸付規則の一部改正（平成 23 年 4 月 28 日文科科学大臣承認）を行いましたのでお知らせします。

貴学校法人等所属の加入者の皆様にもご周知くださるようお願い申し上げます。

記

1 特例住宅貸付に係る貸付利率の変更について（貸付規則附則第 9 項第 1 号関係）

改正前	改正後
年 3.64%（預託金利率が年 3.64%を下回っている間において行う特例住宅貸付については、当該預託金利率）	年 3.64%（災害基準日における預託金利率が年 3.64%を下回った場合については、当該預託金利率）

〔改正概要〕

改正前における特例住宅貸付については、年 3.64%（預託金利率*が年 3.64%を下回る間については、預託金利率が変動すると貸付けを受ける月によって当該貸付利率が異なる）としていましたが、改正後においては、当該激甚災害ごとにその災害が発生した日の属する月の前月の初日（以下「災害基準日」といいます。）の当該預託金の利率で固定することになりました。

* 預託金利率：財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が 10 年の預託金に係るものに限ります。）

2 特例災害貸付に係る貸付利率の変更について（貸付規則附則第 9 項第 2 号関係）

改正前	改正後
年 2.0%（固定）	年 2.0%（災害基準日における預託金利率が年 2.0%を下回った場合については、当該預託金利率）

〔改正概要〕

特例住宅貸付と同趣旨の改正です。改正前においては、特例災害貸付の利率は年 2.0%（一律）の固定でしたが、当該激甚災害ごとにその災害基準日の預託金利率が年 2.0%を下回る場合については、当該預託金の利率とすることになりました。

3 定期償還に係る償還期限の延長中の利率の変更について（貸付規則附則第 12 項関係）

改正前	改正後
年 2.0%（固定）	年 2.0%（災害基準日における預託金利率が年 2.0%を下回った場合については、当該預託金利率）

〔改正概要〕

改正前においては、定期償還の償還期限の延長を申し出た場合における当該延長期間中の未償還元金に対する利率は、年 2.0%（一律）でしたが、当該激甚災害ごとにその災害基準日における預託金利率が年 2.0%を下回る場合については、当該預託金の利率とすることになりました。